

ご契約のしおり等の一部記載内容変更のお知らせ

下記のとおり、一部記載の変更を行ないましたので、お知らせします。

「ご契約のしおり(定款・)約款」、「保障見直しのしおり」、「特約変更のしおり」等の内容とあわせて、本お知らせについてもご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、本変更はお客さまのご契約内容に影響を与えるものではございません。

今後とも、末永くご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

「生命保険契約者保護機構」について、「仕組みの概略図」中の「財政措置」の説明内容を、次のとおり変更いたします(下線部が変更箇所)。

変更後	変更前
*1 上記の「財政措置」は、 <u>令和9年(2027年)3月末</u> までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。	*1 上記の「財政措置」は、 <u>2022年3月末</u> までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

※本文書は一般社団法人生命保険協会加盟生命保険会社共通です。

以 上